

農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱の制定について

〔 1 6 生 産 第 8 0 9 7 号 〕
平 成 1 7 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成18年 3月31日 17生産第8575号

最終改正 平成19年 3月30日 18生産第9322号

農業競争力強化対策民間団体事業について、この度、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

(別紙)

農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱

第1 趣旨

近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれず輸入農畜産物による代替が急速に進行しており、国産農畜産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すため、産地の競争力強化が最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、農業競争力強化対策民間団体事業（以下「本事業」という。）においては、消費者・実需者ニーズへの対応、一層の低コスト化及び高品質・高付加価値化等の競争力強化に向けた取組を推進するための新たな生産技術、生産システムの開発・普及、消費形態の変化に即した効率的な流通体系の確立等、生産・流通・消費にわたる総合的な対策を実施する。

第2 事業の種類、内容等

本事業で実施する事業内容、事業実施主体及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体の長は、事業の実施計画を作成し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に提出しその承認を受けるものとする。
- 2 生産局長が別に定める事業の実施計画の重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第4 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体の長は、生産局長が別に定めるところにより事業の実施状況を生産局長に報告するものとする。

第6 事業の終期及び見直し

- 1 経営効率化機械緊急整備リース事業、畜産生産技術高度化機械リース事業及び畜産経営維持安定特別対策事業を実施する期間はそれぞれ、平成20年度、平成22年度、平成27年度までとする。
- 2 畜産経営維持安定特別対策事業の事業実施主体は、当該事業について、平成21年度までに見直しを行い、その後5年に1回、見直しを行うものとする。
- 3 畜産経営維持安定特別対策事業の事業実施主体は、2の見直しを実施したときは当該事業に係る基金の次の事項を生産局長に報告するとともに、公表するものとする。
 - (1) 本事業に係る基金の名称
 - (2) 基金の額及び国庫補助金相当額
 - (3) 基金の保有割合並びにその算出に用いた数式及び数値
 - (4) 本事業の概要
 - (5) 本事業を終了する時期
 - (6) 見直しの概要及び次回の見直しの時期

第7 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、生産局長が別に定めるところにより評価を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 「強い農業づくり交付金実施要綱の制定について」（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）により廃止された「生産振興総合対策事業実施要綱」（平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知。以下「旧生産要綱」という。）別表第2の対策事業名の欄の1の事業内容の欄の3の畜産生産技術高度化機械リース事業により導入した生産技術高度化機械等に係る規定の適用及び「生産総合対策実施要綱の一部改正について」（平成15年4月1日付け14生産第10231号農林水産事務次官依命通知。以下「改正通知」という。）附則に基づき、改正通知による改正前の旧生産要綱別表2の対策事業名の欄の1の事業内容の欄の4の畜産経営維持安定特別対策事業に係る規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 「畜産再編総合対策事業実施要領」（平成7年4月1日付け7畜B第371号農林水産事務次官依命通達）別表の事業種類の欄の12及び「畜産振興総合対策事業実施要綱」（平成12年4月1日付け12畜B第310号農林水産事務次官依命通知）別表第1の事業種類の欄の6の経営効率化機械緊急整備リース事業により導入した飼養管理関連機器等に係る規定の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
1 地産地消推進活動支援事業 この事業は、地産地消の取組を推進するため、成功事例等の収集、分析及び表彰、地産地消の推進のための人材育成や他産地への派遣及びあっ旋、インターネットを活用した情報提供等を行う事業とする。	民間団体等（生産局長が別に定めるものとする。以下同じ。）	定額
2 花きを暮らしに取り込む活動等推進事業 この事業は、花きを暮らしに取り込む活動等の推進のため、花のある生活様式の提案、花きを活用した生活向上のモデル的取組の普及、花きの生産者又は出荷者と小売業者との連携強化の促進等を行う事業とする。	民間団体等	定額
3 有機農業等指導推進事業 この事業は、生産者が有機農業に取り組む意欲を喚起するため、有機農業の実現に資すると見込まれる技術について、その導入の効果や適用条件を把握するための実証試験を行うとともに、有機農業をはじめとする環境保全型農業に対する理解の増進、生産現場での取組の拡大に向けた啓発活動、技術情報の提供等を行う事業とする。	民間団体等	定額
4 土壌改良資材等効果検証手法開発事業 この事業は、農業や肥料の分解のための資材や病害菌抑制のための資材のような多様な土壌改良資材類について、その用途や効果に関する情報提供を充実し、農業者が資材選択を的確に行えるようにするために、資材の有効性を確かめる手法を確立する事業とする。	民間団体等	定額
5 日本茶品質管理認証システム構築事業 この事業は、国内外の消費者から評価され、かつ生産者、加工・流通業者等が容易に取り組める日本茶（緑茶）の品質管理認証システムを構築するため、システム開発委員会を開催するとともに、システム構築のための調査・分析等を行う事業とする。	民間団体等	定額
6 畜産生産基盤育成強化対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)及び(2)の事業を実施するものとする。 (1) 畜産生産基盤の育成強化 ア 経営技術の高度化推進 この事業は畜産経営の高度化を推進するために必要な戦略・評価会議、全国会議等の開催、指導用資料の作成、指導情報の提供、専門家集団の組織化・派遣・養成研修会の開催等を行う事業とする。 イ 生産・経営情報中央データベースの構築等 この事業は効率的な経営支援指導活動を実施するためのデータベース構築に必要な機器の整備、システム開発、調査等を行う事業とする。 ウ 産地リーダー養成研修・経営者交流会の開催等 この事業は地域活性化に貢献するリーダー的経営管理者・技術者を養成するための養成研修、	社団法人中央畜産会 民間団体等	定額（生産局長が別に定める相当定額）

経営者交流会等を行う事業とする。 エ 畜産情報ネットワーク（L I N）推進 この事業はL I Nシステムを活用した、畜産関係情報の収集、提供等に必要な機器の整備及びプログラムソフトの開発、畜産関係情報の収集、蓄積、分析等を行う事業とする。 オ 畜産関係情報相互交流体制推進 この事業は有機畜産物等における生産者と消費者間の情報交流を推進するために必要な企画検討会議等の開催、現地交流・アンケート調査の実施とこれらを踏まえた情報交流システムの構築等を行う事業とする。 カ 畜舎建築に係る関連基準の検討 この事業は畜舎等の建築コストを低減するため、畜舎建築に係る関連基準等の検討、建築部材の構造・強度等に係る調査・試験、畜舎設計に係る指導資料の作成等を行う事業とする。 (2) 畜産経営の担い手育成に向けた経営継承促進等 この事業は畜産経営の担い手を育成するため、経営改善に係る調査・指導、畜産経営の経営継承者等に対する研修会の開催、調査、財務管理指導等を行う事業とする。		
7 飼料対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。 (1) 飼料増産の啓発のための会議の開催等 (2) 飼料生産利用技術の確立・普及及び優良品種の選定・普及に関する検討・調査を行うための検討会議の開催等 (3) 高能力品種の育成・普及等及び輸入とうもろこし種子の検査のための条件整備の推進等 (4) 公共牧場の効率的利用を推進するための会議の開催及び調査・指導等	民間団体等	定額
8 家畜改良増殖対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。 (1) 乳用牛改良に係る協議会・研修会・推進会議の開催、牛群検定成績の集計分析及びその結果の提供、牛群検定情報分析システムの開発、自動搾乳システム経営に適した個体能力測定手法の改善、遺伝的能力評価への活用を図るための分析・検討、計画交配による国産候補種雄牛の生産、検定材料娘牛生産のための全国調整、後代検定成績の集計等 (2) 肉用牛改良に係る専門委員会及び中央協議会の開催、後代検定等に関する血統分析等 (3) 肉用牛繁殖雌牛の調査指導に係る企画開発委員会の開催、繁殖能力等の情報処理等 (4) 豚改良の遺伝的能力評価に係る全国協議会及び普及推進会議の開催、マニュアルの作成等	社団法人家畜改良事業団 社団法人中央畜産会	定額
9 畜産新技術実用化対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。 (1) 和牛の形質についての客観的な評価指標の開発、遺伝子の解析、これにより得られた遺伝子情報に関する特許の出願、遺伝子特許の取得・活用を推進するための協議会の開催等 (2) DNA解析技術を活用した家畜の育種手法の開発及びその利用を図るための経済形質等に関するDNAマーカー等の特定、情報の収集分析、会議の開催及び技術者の養成 (3) 家畜個体識別情報の活用促進を図るための製造飼料データベースの管理、農協等の既存システム	社団法人家畜改良事業団 民間団体等	定額

において個体識別番号を併用するシステムの開発とモデル実施、飼養管理等情報提供システムの構築		
10 生乳・牛乳乳製品流通対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)から(2)までの事業を実施するものとする。 (1) 地域の生産動向、消費者の嗜好、国外の需給動向等の調査並びにその調査結果に基づく需給見通し及び生産計画の検討・作成並びに作成された需給見通し及び生産計画の広報等 (2) 乳成分、体細胞数、細菌数、抗生物質等の残留についての統一的な検査方法の検討、検査方法に係るマニュアルの作成、研修会の開催等	民間団体等	1/2以内
11 加工・業務用対応型野菜生産流通拡大事業 この事業は、加工・業務用野菜における国産野菜のシェアを奪回するとともに、契約取引の導入を推進するため、検討会の開催、生産現場での品種比較・栽培管理方法の実証、全国及び地域段階におけるセミナー等の開催による普及・啓発及び気象の変動の影響に柔軟かつ機動的に対応している先進事例の調査・分析を行う事業とする。	民間団体等	定額
12 そば需要開拓対策事業 国産原料の需要が期待される業界に対する市場化調査の実施、国産そば使用ロゴマークの制定及びメニューや商品への貼付の推進、そば作優良経営内容の調査分析等により、国産そばの新たな需要開拓と実需者との安定的な取引を推進する事業とする。	民間団体等	定額
13 燃料電池農業分野利活用調査事業 燃料電池について、農業分野における実用化の可能性を探るとともに、燃料電池を農業分野に利活用する場合の技術的な課題や経済性等についての調査・検討を行う事業とする。	民間団体等	定額
14 いぐさ・畳表産地改革推進事業 この事業は、いぐさ・畳表等について、需要に応じた生産等に資するため、全国的な視点から需要及び供給量の調査等を行うとともに、畳表の品質向上による海外製品との差別化の検討、畳の消費拡大の取組等を行う事業とする。	民間団体等	定額
15 エコフィード推進対策事業 この事業は、エコフィード（食品残さ飼料化）の全国的な普及を図るため、エコフィードの安全性を確保する仕組みの検討、食品関係団体等との連携によるエコフィードの利用及び需給実態調査の実施、利用上の一定の指針となるマニュアルの作成及び食品産業関係者、生産者、消費者等の関係者の理解の醸成を目的とした普及・啓発等を行う事業とする。	民間団体等	定額
16 和牛精液等流通管理体制構築推進事業 流通経路の実態に即した和牛精液の流通管理体制のモデルを構築するため、精液流通に関係する者からなる協議会の開催、精液ストローの使用実態調査、個体識別番号と連動したバーコード番号の割り振り手法の検討等を行う事業とする。	民間団体等	定額